

公示

公示第18号

道路運送法施行規則第15条の6の規定により次のとおり公示する。

本事案に関して利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、公示の日から10日以内に下記に掲げる事項を記載した文書を当該届出事業を管轄する運輸支局長を経由し運輸局長あて提出されたい。

なお、郵送による申請の場合にあっては、消印が公示の日から10日以内のものとする。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
2. 届出の件名及びその番号
3. 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知する。

令和6年7月2日

北陸信越運輸局長 佐橋 真人



(事業の種類) 一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出

事業番号	一般乗合旅客自動車運送事業者の名称	路 線	廃止の予定日	廃止を必要とする理由
6旅3号	北鉄白山バス株式会社 (7220001018541)	別紙のとおり	令和6年12月1日	野々市線沿線に所在する学校への冬期期間における通学利便の向上を目的として運行していたが、利用者数が減少傾向にあり、他路線でも輸送の代替が可能であることから、当該路線を廃止するべく、届出に及んだもの。

別 紙

6旅3号

- | | |
|--|--------|
| (1) 石川県野々市市能代1丁目61番地先から
石川県野々市市稻荷1丁目1番地先まで | 0.75km |
| (2) 石川県野々市市本町6丁目24番地10先から
石川県野々市市本町5丁目11番地17先まで | 0.5km |
| (3) 石川県野々市市住吉町14番地60先から
石川県金沢市高尾台2丁目45番地先まで | 0.9km |
| (4) 石川県金沢市窪6丁目218番地先から
石川県金沢市泉野出町4丁目2番地16先まで | 1.2km |